

個人尊重 人権の土台

いま読む



第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

7

国家権力から個人の権利を守るという理念に立った日本国憲法は、思想及び良心の自由、学問の自由、奴隸的拘束からの自由など、さまざまな人権を定めています。その大きなよりどころと言えるのが二三条。憲法の根幹であり、最も大切な条文だという人は少なくありません。

「すべて国民は、個人として尊重される」という文章は、考え方も生き方も違う人たちが互いに個性を認め合い、一人一人がかけがえない存在として尊重される社会を目指す、という宣言にはかなり

「すべて国民は、個人として尊重される」という文章は、考え方も生き方も違う人たちが互いに個性を認め合い、一人一人がかけがえない存在として尊重される社会を目指す、という宣言にはかなり

「すべて国民は、個人として尊重される」という文章は、考え方も生き方も違う人たちが互いに個性を認め合い、一人一人がかけがえない存在として尊重される社会を目指す、という宣言にはかなり

自民改憲草案

「個人」を「人」と表記

改憲草案の関連表記(抜粋)
全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

「新しい人権は、二三条の幸福追求権にも含まれない」として新たに規定するよう求めています。加憲に慎重な人たちは「プライバシー権や環境権は、幸福追求権を根拠に認めることができる」と訴えています。

また、草案は二三条と同じく「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変えました。社会の秩序を守るという名目で、国家が人権を制限できる余地を残したように読めます。「最大の尊重」を「最大限に尊重」に変えたのも、弱い表現に後退したように見えます。

用語解説

「新しい人権」
「プライバシーの権利」
「安心して暮らすため、自分の個人情報コントロールする権利」
「環境権」
「人間らしい生活に必要な環境を維持するための権利」

◇

憲法の主な条文の解説を随時掲載しています。